

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第十条第二項、第十八条第二項、第二十八条、第三十八条、第五十二条第一号及び第七十三条第四項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

電波法施行規則等の一部を改正する省令

総務大臣 ○ ○ ○ ○

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第六節 目的外通信等 (遭難通信等)</p> <p>第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>〔一〕四 略]</p> <p>五 A三X電波一二一・五MHz及び二四三MHz又は四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波を使用して、次に掲げるものを送信するもの</p> <p>〔一〕略]</p> <p>(2) 四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波は、別図第五号に定める構成による信号</p> <p>六 四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波、A三X電波一二一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの</p> <p>(1) 四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波は、別図第五号に定める構成による信号</p> <p>〔二〕(3) 略]</p> <p>〔七・八 略]</p> <p>〔二・三 略]</p> <p>別図第五号 (第36条の2第1項第5号及び第6号関係)</p> <p>1 406MHzを超え406.1MHz以下の周波数の電波を使用するもの (406.05MHzの周波数の電波を使用するものを除く。)</p> <p>〔図略]</p> <p>2 406.05MHzの周波数の電波を使用するもの</p> <p>〔図略]</p>	<p>第六節 「同上」 (遭難通信等)</p> <p>第三十六条の二 「同上」</p> <p>〔一〕四 同上]</p> <p>五 A三X電波一二一・五MHz及び二四三MHz又はG一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの</p> <p>〔一〕同上]</p> <p>(2) G一B電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号</p> <p>七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号</p> <p>六 G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz、A三X電波一二一・五MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの</p> <p>(1) G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHzは、別図第五号に定める構成による信号</p> <p>〔二〕(3) 同上]</p> <p>〔七・八 同上]</p> <p>〔二・三 同上]</p> <p>別図第五号 (第36条の2第1項第5号及び第6号関係)</p> <p>1 G一B電波又はG一D電波を使用するもの (G一D電波四〇六・〇五MHzを使用するものを除く。)</p> <p>〔図同左]</p> <p>2 G一D電波四〇六・〇五MHzを使用するもの</p> <p>〔図同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記による。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章〕第三章 略〕  
 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件  
 〔第一節〕第三節 略〕  
 第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備（第四十五条の四―第四十五条の二十二）  
 〔第四節〕第九節 略〕  
 〔第五章 略〕  
 附則

（電源設備）  
 第四十五条の八 直流電源を使用する航空機局の電源設備は、その航空機の航行の安全のために最小限必要な無線設備を三十分間以上連続して動作させることのできる性能を有する蓄電池を備え付けているものでなければならない。  
 2 前項の規定により備え付けられる蓄電池は、その航空機の航行中充電することができるものでなければならない。ただし、電気を動力源とする航空機にあつては、この限りではない。  
 〔3 略〕

（航空機用救命無線機）  
 第四十五条の十二の二 航空機用救命無線機は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。ただし、国際民間航空条約第十附属書第三卷において別段の定めがあるときは、その規定による。  
 一 略一  
 二 送信設備の条件

- 〔イ 略〕  
 ロ 四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用する送信設備は、次に掲げる条件に適合すること。  
 (1) 使用する電波の型式は、G一B、G一D又はGXWであること。  
 (2) 人工衛星向け装置の送信装置及び空中線は、次の条件に適合すること。  
 (4) 送信装置の条件

区別		条件	
送信周波数	一〇〇ミリ秒間に、十億分の二	G一B電波又はG一D電波	G X W電波
安定度	を超えて変動しないこと。		
送信立ち上	送信開始後送信出力が空中線電力の		

目次

〔第一章〕第三章 同上〕  
 第四章 〔同上〕  
 〔第一節〕第三節 同上〕  
 第三節の二 航空移動業務及び航空交通管制の用に供する無線測位業務の無線局、航空機に搭載して使用する携帯局並びに航空移動衛星業務の無線局の無線設備（第四十五条の四―第四十五条の二十一）  
 〔第四節〕第九節 同上〕  
 〔第五章 同上〕  
 附則

（電源設備）  
 第四十五条の八 〔同上〕  
 2 前項の規定により備え付けられる蓄電池は、その航空機の航行中充電することができるものでなければならない。  
 〔3 同上〕

（航空機用救命無線機）  
 第四十五条の十二の二 航空機用救命無線機は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。  
 一 同上〕  
 二 送信設備の条件

- 〔イ 同上〕  
 ロ 四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用する送信装置は、次に掲げる条件に適合すること。  
 (1) 使用する電波の型式は、G一Bであること。  
 (2) 第四十五条の二第一項第二号イ及び同項第三号イに規定する条件に適合すること。

がり時間	力の一〇パーセントから九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が五ミリ秒以下であること。	一〇パーセントから九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒以下であること。
送信繰り返し周期	墜落等の衝撃により自動的に無線機が作動するもの及び救助のため海面で使用するものにあつては、五〇秒（許容偏差は、五秒とする。））、パーセントとする。））、その他のものにあつては、二十八・五秒（許容偏差は、一・五秒とする。））	墜落等の衝撃により自動的に無線機が作動するもの及び救助のため海面で使用するものにあつては、一二〇秒（許容偏差は、五秒とする。））、パーセントとする。））、その他のものにあつては、二十八・五秒（許容偏差は、一・五秒とする。））

(b) 空中線の条件  
空中線の指向特性は水平面において無指向性であることとし、偏波は右旋円偏波又は直線偏波であること。

[2] 略  
[3] 略

(九〇GHz帯の周波数の電波を使用する無線測位業務の無線局の無線設備)

- 第四十五条の十三 九二GHzを超え一〇〇GHz以下の周波数の電波を使用する無線測位業務の無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。
- 一 変調方式は、周波数変調であつて連続波方式により送信するものであること。
  - 二 空中線電力は、一〇〇ワット以下であること。
  - 三 送信空中線の絶対利得は、四四デシベル以下であること。
  - 四 送信空中線の水平面及び垂直面の主輻射の角度の幅は、五度以下であること。
  - 五 送信空中線の主輻射の方向は、水平面より主輻射の角度の幅以上下方であること。

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表

- [表略]  
[注1～26 略]  
27 航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず次のとおりとする。  
[1] 略  
(2) 406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用するもの 5 kHz  
[28～57 略]

別表第二号（第6条関係）  
第1 占有周波数帯幅の許容値の表

[2] 同上  
[3] 略

第四十五条の十三 削除

別表第一号（第5条関係）

- [同左]  
[表同左]  
[注1～26 同左]  
27 [同左]  
[1] 同左  
(2) G1B電波406MHzから406.1MHzまでのもの 5 kHz  
[28～57 同左]

別表第二号（第6条関係）  
第1 占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備	考
【略】	【略】	【略】	【略】
G 1 D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の3の5に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の3の5に規定する無線設備を除く。）及び航空機用救命無線機（406.05MHzの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機を除く。）	
G 7 W	27MHz	【略】	【略】
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備	
G X W	80kHz	406.05MHzの周波数の電波を使用する航空機用救命無線機	
【略】	【略】	【略】	【略】

【第2～第79 略】

別表第三号（第7条関係）

【1～69 略】

70 第45条の13に規定する無線設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、基本周波数の平均電力より70dB低い値とする。

71 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から70までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備	考
【同左】	【同左】	【同左】	【同左】
G 1 D	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の3の5に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の3の5に規定する無線設備を除く。）	
G 7 W	27MHz	【同左】	【同左】
	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備	
【同左】	【同左】	【同左】	【同左】

【第2～第79 同左】

別表第三号（第7条関係）

【1～69 同左】

【新設】

70 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から69までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記による。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第三条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

【第一・第二 略】

第三 無線設備

【一・一の二 略】

二 電气的特性的点検

無線局の種類及び無線設備名	点検の項目	備考
【略】	【一・一の二 略】	【略】
航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	【一・一の二 略】	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池の有効期限の確認を含む。</li> <li>四及び五については、G-B電波又はG-D電波四〇六MHzから四〇六一MHzまでを使用するものに限る。</li> <li>六については、四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。</li> </ul>

【三 略】

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

別表第七号 【同上】

【第一・第二 同上】

第三 【同上】

【一・一の二 同上】

二 【同上】

無線局の種類及び無線設備名	点検の項目	備考
【同上】	【同上】	【同上】
航空機用救命無線機及び航空機用携帯無線機	【一・一の二 同上】	<ul style="list-style-type: none"> <li>電池の有効期限の確認を含む。</li> <li>四、五及び六については、四〇六MHzから四〇六・一MHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。</li> </ul>

【三 略】

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第十一項の規定に基づき、昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けることができなければならない電波を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>「一」略</p> <p>二 航空機用救命無線機を設置する航空機局は、前項に規定する電波のほか、その設置する航空機用救命無線機の区別に従い、それぞれ次の表下欄に掲げる電波を送ることができなければならない。</p> <p>航空機用救命無線機の区別</p> <p>一 人工衛星局の中継によるもの</p>	<p>「一」略</p> <p>送る電波</p> <p>2 四〇六MHzを超え四〇六・一MHz以下の周波数の電波</p>	<p>「一」同上</p> <p>二 「同上」</p>	<p>「一」同上</p> <p>「二」同上</p> <p>2 G 一 B 電波 四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三二MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz</p>
<p>「二」略</p>	<p>「略」</p>	<p>「二」同上</p>	<p>「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第 号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第一百五十二条の規定に基づき、平成七年郵政省告示第五百五十九号（航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

<p>1 電波の型式は次のとおりとする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 131.25MHz、131.45MHz、131.55MHz又は131.95MHzの周波数の電波を使用する場合の電波の型式は、A2Dとする。</p> <p>〔(3)・(4) 略〕</p>	<p>1 電波型式は次のとおりとする。</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 131.25MHz、131.45MHz又は131.95MHzの周波数の電波を使用する場合の電波の型式は、A2Dとする。</p> <p>〔(3)・(4) 同左〕</p>
<p>2 使用周波数は、次の(1)から(14)までの区別に従い、それぞれに掲げる周波数とする。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 航空局と航空機局との間で飛行場管制に関する次の通信を行う場合</p> <p>ア 航空機の離着陸に関する通信</p> <p>イ 飛行場内地上管制に関する通信</p> <p>ウ 管制承認の中継等に関する通信</p> <p>エ 航空局と航空機局との間で航空機の進入管制、ターミナル・レーダー管制又は着陸誘導管制に関する通信を行う場合</p>	<p>2 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>ア 〔同左〕</p> <p>イ 〔同左〕</p> <p>ウ 〔同左〕</p> <p>エ 〔同左〕</p>
<p>〔(1) 略〕</p> <p>118.0MHz 118.025MHz 118.05MHz 118.1MHz 118.15MHz 118.2MHz 118.25MHz</p> <p>118.3MHz 118.35MHz 118.4MHz 118.5MHz 118.55MHz 118.575MHz 118.6MHz</p> <p>118.65MHz 118.7MHz 118.725MHz 118.75MHz 118.8MHz 118.85MHz 120.1MHz</p> <p>122.0MHz 122.05MHz 122.2MHz 122.7MHz 122.9MHz 123.6MHz 124.3MHz</p> <p>124.35MHz 126.2MHz 128.7MHz 133.4MHz 135.9MHz</p> <p>飛行場内地上管制に関する通信</p> <p>118.0MHz 118.15MHz 118.225MHz 118.575MHz 118.65MHz 119.5MHz 121.6MHz</p> <p>121.625MHz 121.65MHz 121.7MHz 121.75MHz 121.8MHz 121.85MHz 121.9MHz</p> <p>121.95MHz 121.975MHz 122.0MHz 122.075MHz 126.2MHz 133.0MHz</p> <p>管制承認の中継等に関する通信</p> <p>118.8MHz 121.65MHz 121.75MHz 121.8MHz 121.825MHz 121.85MHz</p> <p>121.875MHz 121.9MHz 121.925MHz 122.075MHz 126.2MHz</p> <p>航空局と航空機局との間で航空機の進入管制、ターミナル・レーダー管制又は着陸誘導管制に関する通信を行う場合</p> <p>118.85MHz 119.0MHz 119.025MHz 119.05MHz 119.1MHz 119.175MHz 119.2MHz</p> <p>119.225MHz 119.25MHz 119.4MHz 119.45MHz 119.5MHz 119.6MHz 119.65MHz</p> <p>119.7MHz 119.75MHz 119.9MHz 120.0MHz 120.1MHz 120.2MHz 120.25MHz</p> <p>120.3MHz 120.4MHz 120.45MHz 120.6MHz 120.65MHz 120.7MHz 120.8MHz</p> <p>120.85MHz 120.9MHz 121.0MHz 121.025MHz 121.05MHz 121.075MHz 121.1MHz</p> <p>121.125MHz 121.15MHz 121.175MHz 121.2MHz 121.225MHz 121.25MHz</p> <p>121.275MHz 121.4MHz 122.0MHz 122.15MHz 122.35MHz 122.45MHz 122.9MHz</p> <p>123.6MHz 123.85MHz 123.875MHz 124.0MHz 124.05MHz 124.2MHz 124.4MHz</p> <p>124.7MHz 124.75MHz 124.8MHz 124.95MHz 125.0MHz 125.1MHz 125.15MHz</p> <p>125.2MHz 125.3MHz 125.4MHz 125.5MHz 125.525MHz 125.55MHz 125.8MHz</p> <p>126.0MHz 126.2MHz 126.5MHz 127.0MHz 127.5MHz 127.6MHz 127.7MHz</p> <p>127.9MHz 127.95MHz 127.975MHz 128.325MHz 128.45MHz 128.7MHz 133.0MHz</p>	<p>〔同左〕</p> <p>118.0MHz 118.025MHz 118.05MHz 118.1MHz 118.15MHz 118.2MHz 118.25MHz</p> <p>118.3MHz 118.35MHz 118.4MHz 118.5MHz 118.55MHz 118.575MHz 118.6MHz</p> <p>118.65MHz 118.7MHz 118.725MHz 118.75MHz 118.8MHz 118.85MHz 120.1MHz</p> <p>122.0MHz 122.05MHz 122.2MHz 122.7MHz 122.9MHz 123.6MHz 124.3MHz</p> <p>124.35MHz 126.2MHz 133.4MHz 135.9MHz</p> <p>〔同左〕</p> <p>118.225MHz 118.65MHz 121.6MHz 121.625MHz 121.7MHz 121.75MHz 121.8MHz</p> <p>121.85MHz 121.9MHz 121.95MHz 121.975MHz 122.075MHz 126.2MHz 133.0MHz</p> <p>〔同左〕</p> <p>121.925MHz 122.075MHz</p> <p>〔同左〕</p> <p>119.0MHz 119.025MHz 119.05MHz 119.1MHz 119.175MHz 119.2MHz 119.25MHz</p> <p>119.4MHz 119.45MHz 119.5MHz 119.6MHz 119.65MHz 119.7MHz 119.75MHz</p> <p>119.9MHz 120.0MHz 120.1MHz 120.2MHz 120.25MHz 120.3MHz 120.4MHz</p> <p>120.45MHz 120.6MHz 120.65MHz 120.7MHz 120.8MHz 120.85MHz 120.9MHz</p> <p>121.0MHz 121.025MHz 121.05MHz 121.1MHz 121.15MHz 121.175MHz 121.2MHz</p> <p>121.225MHz 121.25MHz 121.275MHz 121.4MHz 122.0MHz 122.15MHz 122.35MHz</p> <p>122.45MHz 122.9MHz 123.6MHz 123.85MHz 123.875MHz 124.0MHz 124.05MHz</p> <p>124.2MHz 124.4MHz 124.7MHz 124.75MHz 124.8MHz 124.9MHz 125.1MHz</p> <p>125.15MHz 125.2MHz 125.3MHz 125.4MHz 125.5MHz 125.525MHz 125.55MHz</p> <p>125.8MHz 126.0MHz 126.2MHz 126.5MHz 127.0MHz 127.5MHz 127.6MHz</p> <p>127.7MHz 127.9MHz 127.95MHz 127.975MHz 128.325MHz 128.45MHz 133.0MHz</p> <p>134.55MHz</p>

(4)	航空局と航空機局との間で航空路管制、飛行情報又は位置情報等に関する通信を行う場合	133.4MHz 133.7MHz 134.0MHz 134.1MHz 134.55MHz 134.7MHz 135.9MHz 2,998kHz 2,998kHz 3,455kHz 4,666kHz 5,628kHz 5,667kHz 6,532kHz 6,655kHz 8,903kHz 8,915kHz 8,951kHz 10,048kHz 11,330kHz 11,384kHz 13,273kHz 13,300kHz 17,904kHz 17,946kHz 21,925kHz 118.9MHz 119.3MHz 119.35MHz 120.5MHz 120.575MHz 120.75MHz 120.975MHz 123.7MHz 123.775MHz 123.9MHz 124.1MHz 124.15MHz 124.5MHz 124.55MHz 124.9MHz 124.95MHz 125.6MHz 125.7MHz 125.9MHz 126.1MHz 126.4MHz 126.45MHz 126.6MHz 126.65MHz 126.675MHz 126.7MHz 126.75MHz 126.8MHz 126.85MHz 126.9MHz 126.95MHz 127.0MHz 127.05MHz 127.075MHz 127.1MHz 127.15MHz 127.2MHz 127.25MHz 127.3MHz 127.4MHz 127.45MHz 127.5MHz 127.65MHz 127.8MHz 127.85MHz 128.075MHz 128.125MHz 128.2MHz 128.25MHz 128.325MHz 128.4MHz 128.45MHz 128.6MHz 128.675MHz 128.8MHz 132.1MHz 132.25MHz 132.3MHz 132.35MHz 132.4MHz 132.45MHz 132.5MHz 132.6MHz 132.7MHz 132.9MHz 133.025MHz 133.15MHz 133.3MHz 133.35MHz 133.5MHz 133.55MHz 133.6MHz 133.7MHz 133.8MHz 133.85MHz 133.9MHz 134.0MHz 134.15MHz 134.25MHz 134.35MHz 134.4MHz 134.6MHz 134.65MHz 134.7MHz 134.75MHz 134.8MHz 134.85MHz 135.05MHz 135.1MHz 135.3MHz 135.5MHz 135.6MHz 135.65MHz 135.75MHz 135.8MHz 135.9MHz
(5)	航空格情報又は飛行場情報に関するデータ通信を行う場合	131.25MHz 131.45MHz 131.55MHz 131.95MHz 136.975MHz
(6)	電気通信業務を行う航空局と航空機局との間で航空機の運航管理に関する音声通信を行う場合	129.1MHz 129.225MHz 129.475MHz 129.8MHz 130.0MHz 130.1MHz 130.25MHz 130.45MHz 130.55MHz 130.9MHz 130.95MHz 131.05MHz 131.1MHz 131.2MHz 131.35MHz 131.7MHz 131.75MHz 131.85MHz 132.05MHz 132.075MHz
(7)	電気通信業務を行う航空局と航空機局との間で航空機の運航管理に関するデータ通信を行う場合	131.25MHz 131.45MHz 131.55MHz 131.95MHz 136.975MHz
(8)	航空移動業務を行う無線局相互間で次に掲げる事務又は事業に関する通信を行う場合	【ア】 略1
	イ 航空運送事業又は航空機使用事業	122.425MHz(2) 123.5MHz(2) 123.675MHz(2) 128.5MHz(2) 128.9MHz(2) 128.925MHz(2) 128.975MHz(2) 129.0MHz(2) 129.075MHz(2) 129.1MHz(1)(2) 129.15MHz(2) 129.25MHz(2) 129.275MHz(2) 129.3MHz(2) 129.325MHz(2) 129.425MHz(2) 129.45MHz(2) 129.525MHz(2) 129.55MHz(2) 129.575MHz(2) 129.6MHz(2) 129.65MHz(2) 129.7MHz(2) 129.8MHz(2) 129.85MHz(2)

(4)	【同左】	2,992kHz 2,998kHz 3,455kHz 4,666kHz 5,628kHz 5,667kHz 6,532kHz 6,655kHz 8,903kHz 8,951kHz 10,048kHz 11,330kHz 11,384kHz 13,273kHz 13,300kHz 17,904kHz 17,946kHz 21,925kHz 118.9MHz 119.3MHz 119.35MHz 120.5MHz 120.75MHz 120.975MHz 123.7MHz 123.775MHz 123.9MHz 124.1MHz 124.15MHz 124.5MHz 124.55MHz 124.9MHz 124.95MHz 125.6MHz 125.7MHz 125.9MHz 126.1MHz 126.4MHz 126.45MHz 126.6MHz 126.7MHz 126.75MHz 126.8MHz 126.85MHz 126.9MHz 126.95MHz 127.0MHz 127.05MHz 127.1MHz 127.15MHz 127.2MHz 127.25MHz 127.3MHz 127.4MHz 127.45MHz 127.5MHz 127.65MHz 127.8MHz 127.85MHz 128.125MHz 128.2MHz 128.25MHz 128.4MHz 128.45MHz 128.6MHz 128.8MHz 132.1MHz 132.25MHz 132.3MHz 132.35MHz 132.4MHz 132.45MHz 132.5MHz 132.6MHz 132.7MHz 132.9MHz 133.025MHz 133.15MHz 133.3MHz 133.35MHz 133.5MHz 133.55MHz 133.6MHz 133.7MHz 133.8MHz 133.85MHz 133.9MHz 134.0MHz 134.15MHz 134.25MHz 134.35MHz 134.4MHz 134.6MHz 134.65MHz 134.7MHz 134.75MHz 134.8MHz 134.85MHz 135.05MHz 135.1MHz 135.3MHz 135.5MHz 135.6MHz 135.65MHz 135.75MHz 135.8MHz 135.9MHz
(5)	【同左】	131.25MHz 131.45MHz 131.95MHz 136.975MHz
(6)	【同左】	129.1MHz 129.225MHz 129.475MHz 129.8MHz 130.0MHz 130.1MHz 130.25MHz 130.45MHz 130.55MHz 130.9MHz 130.95MHz 131.05MHz 131.1MHz 131.2MHz 131.7MHz 131.75MHz 131.85MHz 132.05MHz 132.075MHz
(7)	【同左】	131.25MHz 131.45MHz 131.95MHz 136.975MHz
(8)	【同左】	【ア】 同左1
	イ 航空運送事業又は航空機使用事業	122.425MHz(2) 123.5MHz(2) 123.675MHz(2) 128.5MHz(2) 128.9MHz(2) 128.925MHz(2) 128.975MHz(2) 129.0MHz(2) 129.075MHz(2) 129.1MHz(1)(2) 129.15MHz(2) 129.25MHz(2) 129.275MHz(2) 129.3MHz(2) 129.325MHz(2) 129.45MHz(2) 129.525MHz(2) 129.55MHz(2) 129.575MHz(2) 129.6MHz(2) 129.65MHz(2) 129.7MHz(2) 129.8MHz(2) 129.85MHz(2) 129.9MHz(2)

<p>129. 9MHz (2) 130. 0MHz (2) 130. 05MHz (2) 130. 1MHz (1) (2) 130. 15MHz (2)  130. 175MHz (1) (2) 130. 2MHz (2) 130. 25MHz (2) 130. 35MHz (2) 130. 4MHz (2)  130. 45MHz (1) (2) 130. 6MHz (2) 130. 85MHz (2) 131. 0MHz (2) 131. 025MHz (2)  131. 3MHz (2) 131. 5MHz (2) 131. 85MHz (1) (2) 131. 9MHz (2) 133. 1MHz (2)</p> <p>【ク～オ 略】</p>	<p>130. 0MHz (2) 130. 05MHz (2) 130. 1MHz (1) (2) 130. 15MHz (2) 130. 175MHz (1) (2)  130. 2MHz (2) 130. 25MHz (2) 130. 35MHz (2) 130. 4MHz (2) 130. 45MHz (1) (2)  130. 6MHz (2) 130. 85MHz (2) 131. 0MHz (2) 131. 025MHz (2) 131. 3MHz (2)  131. 5MHz (2) 131. 85MHz (1) (2) 131. 9MHz (2) 133. 1MHz (2)</p> <p>【ク～オ 同左】</p>
<p>【(9) 略】</p> <p>(10) 航空局(訓練用のものに限る。)と航空機局との間又は航空機局相互間で航空機の乗員訓練に関する通信を行う場合  122. 9MHz 123. 0MHz 123. 325MHz 123. 35MHz 123. 4MHz  【(11)・(12) 略】</p>	<p>【(9) 同左】</p> <p>(10) 同左】</p> <p>122. 9MHz 123. 0MHz 123. 35MHz 123. 4MHz  【(11)・(12) 同左】</p>
<p>(13) 航空管制が行われていない飛行場及びその周辺において航空局と航空機局との間で飛行援助に関する通信を行う場合  122. 7MHz 注 123. 5MHz 129. 0MHz 129. 8MHz 129. 9MHz 130. 05MHz 130. 15MHz  130. 35MHz 130. 5MHz 130. 625MHz 130. 65MHz 130. 675MHz 130. 7MHz 130. 725MHz  130. 75MHz 130. 775MHz 130. 8MHz 131. 5MHz  【注 略】</p>	<p>(13) 同左】</p> <p>122. 7MHz 注 123. 5MHz 129. 0MHz 129. 8MHz 129. 9MHz 130. 05MHz 130. 15MHz  130. 35MHz 130. 5MHz 130. 625MHz 130. 65MHz 130. 675MHz 130. 7MHz 130. 75MHz  130. 775MHz 130. 8MHz 131. 5MHz  【注 同左】</p>
<p>【(14) 略】</p> <p>【3 略】</p>	<p>【(14) 同左】</p> <p>【3 同左】</p>

備考 表中の「」の記載は社記と異なる。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の二第一項第二号ロ（3）の規定に基づき、平成十五年総務省告示第百五十三号（航空機用救命無線機の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p>
<p>「二・二略」 「削る」</p>	<p>「二・二同上」 三 前各項に定めるもののほか、航空機用救命無線機の技術的条件については、国際民間航空条約第十附属書第三卷の定めるところによる。</p>

○総務省告示第 号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第二条の規定に基づき、平成十七年総務省告示第九十四号（航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

<p>1 検定期則第2条の規定による合格の条件（航空機に施設する無線設備の機器の機械的及び電氣的条件に限る。）</p> <p>【表略】</p> <p>注 この表の試験方法及び条件の欄について、外国において型式検定に合格しているものにあつては、当該検定における試験方法及び条件によることができる。</p> <p>2 検定期則別表第1号の規定による機器の構造及び性能の条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空機用気象レーダーの機器</td> <td>1 5.35GHzから5.47GHzまで又は9.3GHzから9.5GHzまでの周波数の電波を使用するものであること。 【2・3 略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 検定期則別表第8号の規定による使用する環境の記号</p> <p>【表略】</p> <p>注 この表の使用する環境の欄及び記号の欄について、外国において型式検定に合格しているものにあつては、当該検定における使用する環境及び記号によることができる。</p>	機 種	条 件	航空機用気象レーダーの機器	1 5.35GHzから5.47GHzまで又は9.3GHzから9.5GHzまでの周波数の電波を使用するものであること。 【2・3 略】	【略】	【略】	<p>1 【同左】</p> <p>【同左】</p> <p>注 この表において、略字は、計量法に基づく計量単位を表す。</p> <p>2 【同左】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th> <th>条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【同左】</td> <td>1 P O N電波5.35GHzから5.47GHzまで、又は9.3GHzから9.5GHzまでを使用するものであること。 【2・3 同左】</td> </tr> <tr> <td>【同左】</td> <td>【同左】</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 【同左】</p> <p>【同左】</p> <p>【新設】</p>	機 種	条 件	【同左】	1 P O N電波5.35GHzから5.47GHzまで、又は9.3GHzから9.5GHzまでを使用するものであること。 【2・3 同左】	【同左】	【同左】
機 種	条 件												
航空機用気象レーダーの機器	1 5.35GHzから5.47GHzまで又は9.3GHzから9.5GHzまでの周波数の電波を使用するものであること。 【2・3 略】												
【略】	【略】												
機 種	条 件												
【同左】	1 P O N電波5.35GHzから5.47GHzまで、又は9.3GHzから9.5GHzまでを使用するものであること。 【2・3 同左】												
【同左】	【同左】												

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注29の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前						
<p data-bbox="1337 197 1361 320">【1～4 略】</p> <p data-bbox="1241 197 1329 1115">5. 92GHzを超え100GHz以下の周波数の電波を使用する無線測位業務の無線局（92GHzを超え100GHz以下の周波数の電波を使用する無線航空業務の無線局）の送信設備</p> <table border="1" data-bbox="1093 208 1241 1093"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 208 1241 409">周 波 数 (注)</th> <th data-bbox="1189 409 1241 1093">指 定 周 波 数 帯 の 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1141 208 1189 409">96GHz</td> <td data-bbox="1141 409 1189 1093">92GHzから100GHzまで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 208 1141 409">97.5GHz</td> <td data-bbox="1093 409 1141 1093">95GHzから100GHzまで</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1058 208 1082 869">注. 周波数は、指定周波数帯の中心の周波数を指定することとする。</p>	周 波 数 (注)	指 定 周 波 数 帯 の 範 囲	96GHz	92GHzから100GHzまで	97.5GHz	95GHzから100GHzまで	<p data-bbox="1337 1137 1361 1283">【1～4 同上】</p> <p data-bbox="1305 1137 1329 1205">【新設】</p>
周 波 数 (注)	指 定 周 波 数 帯 の 範 囲						
96GHz	92GHzから100GHzまで						
97.5GHz	95GHzから100GHzまで						
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。							

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第4の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百八号（無線設備規則別表第二号第4の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>「一〇十二略」</p> <p>十三 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百一十二条第一項の規定に基づき総務大田の承認を受けた周波数の電波を使用する無線設備(同条第四項の基準を満たすものに限る。)</p> <p>十四 臨時かつ一時の目的のための無線局の無線設備(前各項に掲げるものを除く。)</p>	<p>「一〇十二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>十三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(別紙 9)

○総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前																
<p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等            [一・一の二 略]            二 電気的特性</p> <table border="1" data-bbox="1013 224 1220 1086"> <thead> <tr> <th>点 検 の 項 目</th> <th>具体的な点検の実施方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>12 個体識別コード又は識別信号</td> <td>送信信号を解読し、申請書類の写しと確認する。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1～注5略]            [三 略]            附 則            [1～3 略]</p> <p>4 この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第三項第二号の表3の項中における周波数範囲は、設備規則別表第三号において不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち上限と下限をそれぞれ次の表に規定する周波数範囲とすることとなる。</p> <p>[表略]</p> <p>[注1・注2 略]            注3 設備規則第45条の13に規定する無線設備の周波数範囲の上限は、この表に規定する値にかかわらず、110GHzとする。</p>	点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等	[略]	[略]	12 個体識別コード又は識別信号	送信信号を解読し、申請書類の写しと確認する。	[略]	[略]	<p>[1・2 同左]</p> <p>3 無線設備等            [一・一の二 同左]            二 電気的特性</p> <table border="1" data-bbox="1013 1176 1220 2027"> <thead> <tr> <th>点 検 の 項 目</th> <th>具体的な点検の実施方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> <tr> <td>12 個体識別コード又は識別信号</td> <td>設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27ビットから85ビット目までの59ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。</td> </tr> <tr> <td>[同左]</td> <td>[同左]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1～注5 同左]            [三 同左]            附 則            [1～3 同左]            [同左]</p> <p>[表同左]            [注1・注2 同左]            [新設]</p>	点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等	[同左]	[同左]	12 個体識別コード又は識別信号	設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27ビットから85ビット目までの59ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。	[同左]	[同左]
点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等																
[略]	[略]																
12 個体識別コード又は識別信号	送信信号を解読し、申請書類の写しと確認する。																
[略]	[略]																
点 検 の 項 目	具体的な点検の実施方法等																
[同左]	[同左]																
12 個体識別コード又は識別信号	設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27ビットから85ビット目までの59ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。																
[同左]	[同左]																
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>																	

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準 (平成13年総務省訓令第67号) の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準            [第 1～第 8 略]            第 9 航空機局            [1～3 略]            4 航空機用救命無線機で A 3 X 電波 121.5MHz 及び 243MHz (A 3 E 電波 121.5MHz 及び 243MHz) の無線電            話を附置するものを含む。) を使用するものに加え 406MHz を超え 406.1MHz 以下の周波数の電波を使            用して人工衛星の中継により、その送信地点を探索させる機能が付加された航空機用救命無線機の            審査は、次によることとする。            [(1) 略]            (2) 申請書の無線局事項書に、15 字又は 23 字の英数字の組合せによる個体識別コードが記載され            ていること。また、同一免許人に所属する 2 以上の航空機局で共通使用する場合の申請にあつ            ても同様とする。            (記載例 ADCC06863FC0401)            5 工事設計の審査は、次の基準により行う。            [(1)～(6) 略]            (7) 検定合格機器 (法第 37 条ただし書に規定するものを含む。) は、当該検定の項目の範囲内に            おいて、この訓令に定める基準に適合しているものとみなす。            [6 略]            [第 10～第 26 略]            別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準            第 1 航空海上関係            1 電気通信業務用 (通信事項が電気通信業務に関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同            じ。) 又は公共業務用 (通信事項が電気通信事業運営に関する事項の無線局の場合に限る。(3)にお            いて同じ。)            [(1) 略]            (2) 航空局            ア 航空無線データ通信用            [(7) 略]            [削る]            (4) [略]            [イ] 略]            [(3) 略]            [2～22 略]            [第 2～第 5 略]</p>	<p>別紙 1 (第 4 条関係) 無線局の局種別審査基準            [第 1～第 8 同左]            第 9 航空機局            [1～3 同左]            4 航空機用救命無線機で A 3 X 電波 121.5MHz 及び 243MHz (A 3 E 電波 121.5MHz 及び 243MHz) の無線電            話を附置するものを含む。) を使用するものに加え G 1 B 電波 406.025MHz を使用して人工衛星の中            継により、その送信地点を探索させる機能が付加された航空機用救命無線機の審査は、次によるこ            ととする。            [(1) 同左]            (2) 申請書の無線局事項書の参考事項の欄に、15 字の英数字の組み合わせによる個体識別コード            が記載されていること。また、同一免許人に所属する 2 以上の航空機局で共通使用する場合の            申請にあつても同様とする。            (記載例 ADCC06863FC0401)            5 工事設計の審査は、次の基準により行う。            [(1)～(6) 同左]            (7) 検定合格機器 (法第 37 条ただし書に規定するものを含む。) は、当該検定の項目の範囲内に            おいて、この<u>違</u>の基準に適合しているものとみなす。            [6 同左]            [第 10～第 26 同左]            別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準            第 1 航空海上関係            1 電気通信業務用 (通信事項が電気通信業務に関する事項の無線局の場合に限る。(3)において同            じ。) 又は公共業務用 (通信事項が電気通信事業運営に関する事項の無線局の場合に限る。(3)にお            いて同じ。)            [(1) 同左]            (2) 航空局            ア 航空無線データ通信用            [(7) 同左]            (4) 申請書等は、関東総合通信局長に提出されたものであること。            (4) [同左]            [イ] 同左]            [(3) 同左]            [2～22 同左]            [第 2～第 5 同左]</p>

附 則

この訓令は、令和6年 月 日から施行する。